

第1章 総則

目的

○ ケアラーへの支援に関し、基本理念を定め、道の責務並びに道民、事業者、関係機関及び支援団体の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーとその家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に寄与する。

定義

- ケアラー 高齢、障がい、疾病その他の理由により援助を必要とする家族、友人その他の身近な人に対し、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者
- ヤングケアラー ケアラーのうち、18歳未満の者
- 関係機関 介護、障がい者及び障がい児の支援、医療、教育、児童の福祉等に関する業務を通じて日常的にケアラーに関わり、又は関わる可能性がある機関
- 支援団体 地域で組織された団体その他の団体であって、ケアラーへの支援を行うもの

基本理念

- ケアラーへの支援は、全てのケアラーが個人として尊重されるとともに、周囲から大切にされ、社会から孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり夢や希望を持って暮らせるように行う。
- ケアラーへの支援は、ケアラーの年齢、置かれている状況等に応じて適切に行う。
- ケアラーへの支援は、道、市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体が相互に連携を図りながら、ケアラーを地域社会全体で支えるように行う。
- ケアラーへの支援は、ケアラーによる介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を受けている者及び当該ケアラーの家族に対する支援と一体的に行う。
- ヤングケアラーへの支援は、ヤングケアラーの意向を踏まえつつ適切に行われるとともに、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身ともに健やかに育成され、適切な教育の機会が確保されるように行う。

道の責務

- 本道の特性及び地域の実情に応じたケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。
- 市町村がその地域の特性及び実情に応じ、条例の趣旨に合致した施策を実施することができるよう助言その他の必要な支援を行う。
- 市町村、道民、事業者、関係機関及び支援団体と相互に連携を図る。

道民の役割

- ケアラーが置かれている状況及びケアラーへの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりに努める。
- ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努める。

事業者の役割

- ケアラーが置かれている状況及びケアラーへの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに他の事業者、関係機関及び支援団体の活動に協力するよう努める。
- ケアラーである従業員に対しては、当該従業員の意向を踏まえつつ、勤務体制への配慮、ケアラーへの支援に関する情報の提供その他の必要な支援に努める。

関係機関の役割

- ケアラーが置かれている状況及びケアラーへの支援の必要性についての理解を深め、ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、他の関係機関及び支援団体の活動に積極的に協力するよう努める。
- ケアラーに関わるときは、当該ケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ケアラーの健康状態、生活環境等を確認し、支援の必要性を把握するよう努める。
- 支援を必要とするケアラーに対し、情報の提供、他の関係機関への取次ぎその他の必要な支援に努める。

教育に関する業務を行う関係機関の役割

- ヤングケアラーと関わるものは、当該ヤングケアラーの意向を踏まえつつ、その業務において当該ヤングケアラーに対する教育の機会の確保の状況を確認し、支援の必要性を把握するよう努める。
- ヤングケアラーと関わるものは、支援を必要とするヤングケアラーからの教育及び福祉に関する相談に応じるよう努める。

支援団体の役割

- 適切かつ効果的にケアラーへの支援を行うとともに、ケアラーへの支援に関する道及び市町村の施策並びに事業者、関係機関及び他の支援団体の活動に協力するよう努める。

第2章 ケアラー支援に関する基本的施策

推進計画

○ ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を定める。

普及啓発の促進

○ ケアラーが必要な支援を求めることができるようにするため、道民、事業者、関係機関及び支援団体に対し、ケアラーへの支援の必要性等について普及啓発その他の必要な措置を講ずる。

ケアラーの早期発見及び相談の場の確保等

○ ケアラーの早期発見に向け、学校、職場、地域その他の様々な場における気づき、市町村、関係機関及び支援団体間の情報の共有並びに必要となる人材の育成を促進するために必要な措置を講ずるとともに、市町村及び関係機関との緊密な連携の下、ケアラーが相談することができる場を確保するために必要な措置を講ずる。

○ ヤングケアラーへの支援に関し、ヤングケアラーが自らの意見を表明する権利を行使でき、その意見が適切に支援に反映される環境の整備に努める。

ケアラーを支援するための地域づくり

○ 公的な介護等に関するサービスが効果的に利用され、ケアラーが安心して暮らすことができる地域づくりを、ケアラーと地域住民等が一体となって推進することができるよう必要な措置を講ずる。

推進体制の整備

○ ケアラーへの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制を整備する。

財政上の措置

○ ケアラーへの支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。